

○ 個別的労使紛争の処理に関する要綱

平成13年 7月17日 制定
岡山県地方労働委員会告示第4号
平成16年12月24日 改正
岡山県地方労働委員会告示第6号
平成26年11月18日 改正
岡山県労働委員会告示第 2号
平成29年 3月28日 改正
岡山県労働委員会告示第 4号

個別的労使紛争の処理に関する要綱を次のように定める。

個別的労使紛争の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山県労働委員会(以下「委員会」という。)が個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争(以下「個別的労使紛争」という。)について紛争当事者(県内に所在する事業所に係る労働者及び使用者に限る。以下同じ。)からの相談に応ずるとともに、必要に応じてあっせんを行うことにより、労使関係の速やかな安定に寄与することを目的とする。

(申請)

第2条 個別的労使紛争に関する相談及びあっせんは、紛争当事者からの申請に基づいて行うものとする。

2 前項の申請は、所定の申請書を委員会事務局に提出して行うものとする。

(相談)

第3条 相談の申請があった場合において、会長が適当と認めるときは、会長が別に定める相談員候補者名簿の中から指名する相談員が相談に応ずるものとする。

(あっせん)

第4条 相談員が個別的労使紛争に関する相談に応ずる過程において、当該紛争をあっせんにより解決することが適当であると判断し、かつ、紛争当事者双方があっせんによる解決を希望する場合には、当該紛争に係る相談に応じた相談員その他会長が適当と認める相談員があっせん員となり、あっせんを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あっせんの申請があった場合において、会長が適当と認めるときは、会長が前条の相談員候補者名簿の中から指名する相談員があっせん員となり、あっせんを行うものとする。

(あっせんの手続の非公開)

第5条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しない。

(あっせんの記録)

第6条 あっせん員は、委員会事務局の職員に、あっせんの手続に関する記録を作成させるものとする。

(秘密保持義務)

第7条 相談員及びあっせん員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(総会への報告)

第8条 相談員及びあっせん員は、それぞれ、相談結果並びにあっせんの経過及び結果について、適宜、委員会総会に報告するものとする。

(適用除外)

第9条 この要綱は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者、国家公務員並びに地方公務員については、適用しない。ただし、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第2号の職員、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。